

令和2年9月24日

川西市議会議長

秋田修一様

公営企業会計決算審査特別委員長

津田加代子

### 委員会報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

## 1. 認定第1号 令和元年度川西市水道事業会計決算認定について

## 令和元年度決算の概要

給水人口	15万6691人(688人)		
年間有収水量	1480万4211m <sup>3</sup> (11万9414m <sup>3</sup> )		
収益的収入	33億4849万3659円	収益的支出	30億5855万3295円
差引	2億8994万364円(税抜)		
資本的収入	3億9495万4481円	資本的支出	8億7235万5756円
差引	4億7740万1275円(税込)		

## 質疑の概要

問 令和元年度は、前年度に比べ給水人口が688人減少しているにもかかわらず、年間総配水量は1万4405m<sup>3</sup>増加している。この要因のほか、人口減少社会における配水量などの今後の見通しを伺いたい。

答 当年度の配水量は、単にうるう年により配水日数が1日多かったことから、前年度と比較してわずかに増加したものであり、これを例年換算すると、前年度の配水量より減少しているものと考えている。水道事業を取り巻く近年の傾向を勘案すると、今後も引き続き給水人口の減少に比例して配水量が減少し、これに伴い給水収益も低下していくといった状況が大きな流れであると考えている。

問 95.4%を示している有収率については、全国平均を上回る高水準を維持しているものの、前年度より0.9ポイント低下している。この大きな要因としては、漏水などを原因とする無効無収水量が前年度より11万5141m<sup>3</sup>と大幅に増加している点にあると考えるが、漏水の状況に関する詳細を伺いたい。

答 宅内漏水は、件数で552件、水量としては2万2246m<sup>3</sup>となり、前年度より、それぞれ66件3437m<sup>3</sup>減少するなど好転している一方で、管路や給水装置といった、いわゆる宅外での漏水に関しては、前年度より84件増の600件を修繕している。その原因は水道管の縦割れや摩擦等による経年劣化と考えている。

答 無効無収水量が増加した要因は、発見困難な微量漏水が多数発生しているものと考えている。これを解消するためには漏水箇所の早期発見が肝要であることから、日々の配水量の変化を勘案しながら、ブロック単位での漏水調査や大口径管路などの漏水調査に積極的に取り組んでいきたい。

問 水道料金等の収納業務を含めた窓口業務の委託化が2年を経過した中で、水道料金の未収対策に関する今年度の取り組みと今後の方針を伺いたい。

答 未収対策については、少額の滞納者から優先的に取り組むことで一定の成果を上げていく。今後は、徴収が困難な滞納者や高額滞納者について取り組んでいかなければならないが、第一義的には自主納付を勧めていくこととし、やむを得ない場合については強制的な措置も講じていかなければならないと考えている。

問 元年度の営業収支については、4417万5150円の損失となっているものの、前年度より4962万4911円改善しており、人件費や固定費などの経営の合理化の成果であるものと、一定、評価している。そういった観点から、当年度より開始した久代浄水場運転管理業務の委託効果について伺いたい。

答 これまでは職員により夜間や休日、年末年始も24時間監視を行っていたが、委託化により職員の労働条件が改善されている。また、職員全員が同じ時間帯での勤務となったことにより、職員間のコミュニケーションが密になったほか、技術の継承が容易になったことが効果として挙げられる。コスト面では、委託化することで職員定数が9名減となっており、人件費と委託料を比較すると149万5000円の効果があったものである。

問 運転管理業務の委託化については、議案質疑資料において市職員の運転技術低下が課題として示されており、憂慮すべき事態であると捉えているが、市の認識はどうか。

答 これまで市職員が24時間操作していた業務を委託業者が行うこととなったことにより生じた課題であり、基本操作はマニュアルに沿えば行えるが、経験を積む中で実際に機器を触らないとわからない微細な部分については、経験者による指導で技術の維持に努める考えである。

なお、運転管理業務自体は、ノウハウと経験を有する委託業者が仕様書に沿って問題なく行っており、その遂行状況については、日報や月報のほか、隣室で市職員が随時確認するとともに、業務に関する意見交換も実施している。

問 当年度は新水道ビジョンの計画期間初年度である。同ビジョンでは基幹管路の耐震化について年次計画が示されているが、厚労省の公表資料では、平成30年度末における本市の耐震適合性のある基幹管路の割合を示す「耐震適合率」は、11.2%となっており、近隣市に比べて本市の耐震化は格段に遅れている印象を受けるが市の考えを伺いたい。

答 本市では過去に鋳鉄管敷設の際にA型継手の使用を推奨しており、これが管路全体として耐震性が低い要因となっている。もちろん管路の耐震化が急務であることは承知しているが、総延長600キロに及ぶ管路全てを実施することは容易ではないため、新ビジョンに記載しているとおり、災害等により破損した場合に市民生活へ重大な影響を及ぼす恐れのある基幹管路から優先的に実施している状況である。

答 施設の全体的な耐震化といった観点から言及すると、管路の耐震化と並行して、配水池の耐震性を高めるとともに緊急遮断弁の設置により、災害時の市民生活に当面必要な水道水を確保していきたいと考えている。

問 過去の未収金処理の誤りが判明したため当年度において更生処理を行ったとのことであるが、これについて詳細を伺いたい。

答 料金担当では、二重払いや、減免で調定を減額したことにより生じた還付金を本人の同意のもと滞納額へ充当する処理を過去から行っているが、局内の連携不足によりこれが経理担当へ伝わっておらず、帳簿上の未収金に対する処理ができていなかったことが当年度になって判明した。過去にさかのぼって確認可能な分については処理を行ったが、書類の保存年限等の関係から追跡不能となった分について今回更生を行ったものである。今後は、毎月料金システム上の未収金額と帳簿上の金額が合致するよう整合を図る考えである。

問 給水人口の減に伴い有収水量が減少する中であって、当年度も2億8994万364円の純利益を確保しており、その結果、未処分利益剰余金が17億1880万4303円となっているが、その処分の考え方について伺いたい。

答 例年は災害等の有事に備えて給水収益の1/2に相当する剰余金を残し、その他の金額を建設改良積立金に積み立てる処分を行っているが、当年度は、現在実施しているコロナ禍に伴う減免への補填財源として処分せず留保しているものである。

#### 特記事項

議案質疑資料あり(1.消費税の影響額(10月以前8%までと10月以降10%になってから別)について ほか)

#### 審査結果

認定(賛成多数)

## 2. 認定第2号 令和元年度川西市下水道事業会計資本剰余金及び利益の処分並びに決算認定について

#### 令和元年度決算の概要

水洗化人口	15万5631人(560人)		
年間有収水量	1484万5638m <sup>3</sup> (9万1766m <sup>3</sup> )		
収益的収入	37億1320万5334円	収益的支出	31億5350万3401円
差引	5億5970万1933円(税抜)		
資本的収入	12億2301万3228円	資本的支出	28億1198万4257円
差引	15億8897万1029円(税込)		

## 質疑の概要

問 近年、全国的に台風等による豪雨災害が頻発し、市民生活に大きな影響を及ぼす中であって、下水道の重要な役割の一つである雨水排除に関して、当年度において浸水対策として整備した箇所を伺いたい。

答 前年度繰越分と当年度実施分があるが、主な整備箇所としては、東畦野の市道54号沿いの東畦野第1雨水幹線、旧県道川西篠山線矢問バス停辺りの矢問5号雨水幹線、豊川橋山手線拡幅事業に伴う絹延1号雨水幹線である。

問 本市の下水道事業における人口普及率は、前年度に比べ0.1ポイント増の99.7%を示しており、全国平均の79.7%と比較してかなりの高水準な状況で推移しているが、本市の地理的条件を勘案すると必ずしも100%を目指す必要はないという考え方もできることから、今後の整備方針を伺いたい。

また、水洗化率は近年99.3%のまま推移していることについて、今後の整備方針を伺いたい。

答 本市の公共下水道の事業計画は、上位計画である大阪湾流域別下水道整備総合計画に沿って立案している。計画期間は令和7年度末までとなっているものの、その間に見直し等の作業が行われることから、これに合わせて事業規模に見合った必要な見直し作業を進める考えである。

答 公共下水道が整備されながら未接続の使用者に対しては、浄化槽改造や家の建て替えといった機会を逃さず啓発活動を続けた結果、整備戸数が逡増している状況にはあるものの、年次的な計画に沿った形での達成は難しい状況である。

問 議案質疑資料によると、職員数が阪神・淡路大震災当時の60人から当年度は29人に半減している。水道事業においても55人から42人に減員となっており、災害時における人員不足が懸念されるが、市の見解を伺いたい。

答 減員は組織改正や火打前処理場廃止に伴うものであると認識している。確かに、人員配置が厳しい状況にあるものの、有事の際には水道職員と下水道職員が連携して効果的な対応を遅滞なく行えるよう、局独自に防災訓練を実施するほか、兵庫県下の各事業体との応援体制や、民間事業者と締結している応援協定を活用し対応する考えである。

問 近年、街路樹の根張りによる流水阻害が顕著となっていることから、その発生件数や対策が必要な箇所の把握状況及び対応方針等について伺いたい。

答 昭和40年代頃に開発された団地には古いコンクリート製の柵が多いため、流水阻害の事例が散見されている状況である。具体的には、木の根の侵入による公共汚水柵の流水阻害

は、大和団地 28 件、多田グリーンハイツ 37 件、清和台 14 件、その他 39 件発生しているほか、下水道本管についても、大和団地 7 件、多田グリーンハイツ 5 件、その他 8 件の計 20 件発生している。

このため、平成 30 年度に策定したストックマネジメント計画により点検・調査を進めており、本管内で発見した根を除去するなど、苦情等が発生する前に対処しているとともに、今年度からの新下水道ビジョンにおいても、陶管など古い管路を優先的に年数十件単位で取り替える方向性を打ち出しており、予防保全的な対応を積極的に進める考えである。

#### 特記事項

議案質疑資料あり（ 1 . 消費税の影響額（ 10 月以前 8 % までと 10 月以降 10 % になってから別）について ほか）

#### 審査結果

原案可決（全員賛成）及び認定（賛成多数）

### 3 . 認定第 3 号 令和元年度川西市病院事業会計決算認定について

#### 令和元年度決算の概要

年間入院患者数	4 万 6 5 0 6 人（ 1 万 4 2 8 人）		
年間外来患者数	8 万 4 3 4 4 人（ 1 万 2 0 3 7 人）		
収益的収入	10 億 7 0 0 5 万 7 4 3 6 円	収益的支出	8 億 4 4 0 5 万 2 6 4 3 円
差引	2 億 2 6 0 0 万 4 7 9 3 円（税抜）		
資本的収入	2 1 億 6 5 7 8 万円	資本的支出	2 2 億 5 6 8 4 万 7 4 8 3 円
差引	9 1 0 6 万 7 4 8 3 円（税込）		

#### 質疑の概要

問 市立川西病院が医療法人による指定管理制度に移行して初めての決算となるが、経営形態が変更となった初年度の総括を伺いたい。

答 令和元年度は、看護師の退職に伴い、5 月から 4 階北病棟を休止するとともに、看護基準を 7 対 1 から 10 対 1 に変更するなど、指定管理者にあっては、非常に厳しい経営環境を余儀なくされ、約 7 億円の赤字となった中で懸命に病院を支えていただいたと認識している。

一方、市としても経営評価委員会及び市民モニター会議の開催や市職員によるモニタリングを実施することにより、経営の専門家、市民、市職員のそれぞれの立場で医療提供体制等の確認を行ってきたところである。

今後とも、公立病院としての役割を果たしていけるようしっかりとチェックしていく考えである。

問 指定管理者制度 1 年目で、病棟の閉鎖や看護基準の見直しが行われ、入院患者・外来患者

ともに減少している状況にある中で、これらの回復にあたっては、指定管理者となっている医療法人全体で人員の補充等を行っていく考えが示されていた経緯があるが、病棟の再開や看護基準の回復についての基本的な考え方を伺いたい。

答 市としても病棟の閉鎖や看護基準が10対1になっている現在の状況が望ましい姿であるとは評価しておらず、市立病院として急性期医療を担う以上、これらの回復に努めていただきたいと考えている。ただし、患者の想定以上の減少や、看護スタッフの人数の調整など、指定管理者に病院を引き継ぐに当たっての十分な環境を整えることができなかったことに加え、現在のコロナ禍に鑑みても、現在の状況は指定管理者のみの責に帰するものではないと考えており、住民の医療ニーズにしっかりと対応していただいていることに重点を置いて病院の運営をチェックしていきたい。

問 入院患者数や外来患者数が減少する中で、病床稼働率も目標を大きく下回る結果となっているが、その要因の分析と今後の対策について伺いたい。

答 令和元年度以前から患者数が減少傾向にあり、指定管理者制度に移行してもその傾向が続いている。この原因や今後の対策等について、専門家からなる経営評価委員会や市職員で毎月行うモニタリングで検討しているが、現在の市立川西病院の立地で移転までの期限がある中で、現病院の経営を回復させることは現実的に難しいと考えている。

問 市立川西病院が公立病院としての役割を継続して担っていくといった観点から、市から指定管理者である医療法人に移籍した職員が減少していることに危機感を抱いているが、市の考えを伺いたい。

答 指定管理者である医療法人に移籍した職員については、もはや医療法人の職員であることから、市が直接面談するといった対応はできないが、指定管理者制度移行後も公立病院としての現場の状況を確認するといった視点で、元市職員、医療法人職員を区別することなくモニタリングを通じて報告を受けている。

問 議案質疑資料によると、診療費未収金額が入院・外来を含めて件数にして52件、金額にして242万6700円となっている点に関して、滞納となっている診療費については、新たな取り組みとして弁護士に債権回収を委託しているが、委託効果や指定管理者との債権回収の主体といった考え方について詳細を伺いたい。

答 弁護士へ委託した債権回収業務については、99件、362万2990円を依頼しており、そのうち未収金額の39.58%に当たる143万3970円を回収できている。弁護士報酬については、完全成功報酬制を採用し、回収金額の28%を報酬として支払うこととしていることから、委託効果はあるものと考えている。

指定管理者制度移行後に発生した未収金については利用料金制を採用していることから指定管理者で管理することとなるが、移行前の未収金については市で管理することとなり貸借対照表に計上することとなる。

特記事項

議案質疑資料あり（１．消費税の影響額（１０月以前８％までと１０月以降１０％になってから別）について ほか）

審査結果

認定（賛成多数）